修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成15年１月24日施行）の一部を次のように改正する。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（適用範囲）

第５条　前３条の規定は、第１条に掲げるもののほか、協議会が設置する機関の委員その他合併に関する協議及び調査のため協議会長が必要と認める者に対し、適用する。

附　則

この規程は、平成15年４月17日から施行する。

新　旧　対　照　表

修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

改　正　前	改　正　後
（委任） 第５条　この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。	（適用範囲） 第５条　前３条の規定は、第１条に掲げるもののほか、協議会が設置する機関の委員その他合併に関する協議及び調査のため協議会長が必要と認める者に対し、適用する。 （委任） 第６条　この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。